



第39回

「小売店の販売商品から起こった事故についての責任の問題」

Q 最近、某薬品会社の販売した製品が健康被害を起こしたとして問題になっていますが、こういった商品を小売店が販売した場合に購入したお客様からクレームをいわれたら、どうすればよいでしょう。

A 一般論として、企業が製造、販売した商品の欠陥・不良が発覚したとき、企業にはさまざまな責任が問われます。

小売店は、商品を売買する契約をしたことになり、その意味は、健康に害を与えない安全な商品であることが前提(契約の内容)となっているので、健康に害を及ぼす欠陥があることは「債務不履行」となり、損害賠償責任が発生します。

また、顧客に損害を与えたことは、「不法行為」責任も問われます。

Q しかし、小売店は、メーカー(製造事業者)や卸売店の製造、販売した商品を「欠陥がない」と信じて、仕入れているので、小売店に責任を問われても対応困難です。

A 確かに、そういった場合、小売店には、欠陥の存在に気がつかない不可抗力、無過失ではないかとして、責任がないといたいところですが、製品の安全性の欠如に気がつかないことは、一般的には販売業者の「不注意」「過失」であり、法律上は過失責任は否定されないこととなります。

Q それではメーカー、卸売業者に責任は問えないのでしょうか。

A メーカーは欠陥商品を製造した立場に基づいて「製造物責任」を負い、また、一般的に故意過失に基づいて消費者の生命、身体を害したことに基いて「不法行為責任」を負います。被害者である消費者は、販売店に対するとともにメーカーに対してもこれらの責任を問うことが可能です。また、卸売業者も欠陥商品の販売、流通に関与した立場として、小売店と同様の法的責任を問われる

立場です。ただし、メーカーの製造物責任が最終的に責任を負う立場になります。また、小売店とメーカーが共同開発した商品であれば、小売店はメーカーと対等に責任を負う立場とされる可能性も大きいです。

Q では、小売店や卸売業者は、被害者に対しては、メーカーが責任を負うことを理由に小売店には責任がないと主張できるのでしょうか。

A メーカーの法的責任と小売店(販売店)、卸売業者の法的責任は併存し、連帯責任ですので、前者が責任を負うからといって後者が責任を免れることはできません。

しかし、小売店が責任を追及されたら、被害者に対しては、本当の責任はメーカーにあるとして、メーカーに対して責任を追及するようと方向性を変えるように通告することは可能です。また、小売店が損害を負担したらメーカーにその補填(求償)を請求することが可能です。そして、小売店が訴訟提起されたら、後でメーカーに求償しやすくするために訴訟告知して訴訟に引っ張りこむことも可能です。

Q こういった法的責任の追及をされた場合に事前に小売店として対策をたてることは可能ですか。

A 小売店がメーカーや卸売業者と取引するときや、メーカーとの共同開発するとき、商品供給契約や共同開発契約をすることになり、それらの契約書において、製品事故が発生した場合の対処や欠陥商品の損害賠償責任についても規定を定めておくことが必要であり、有意義であると考えます。もちろん、そういった規定がない場合でも、前記の考え方に基づいた法的な処理をするものであることを念頭においていただきたいと思います。

<掲載内容に関するご質問、お問合せについて>

高下謹彦法律事務所 電話 03-5568-6655(代)
<http://www.takashita-law.jp>